

## 平成27年度 利子助成事業の概要

### I 一般資金（農業近代化資金・スーパーL資金）の制度概要

認定農業者向けの農業近代化資金及びスーパーL資金を対象に金利負担を軽減する農林水産省の利子助成事業を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業）

この利子助成事業の実施を通じ、意欲ある農業者の育成・確保を金融面からサポートします。

#### 1 事業の趣旨

農林漁業をめぐる厳しい情勢の中で、国民の生命を支える農林水産物を安定供給できる体制を整え、食料自給率の向上を図るためには、生産拡大等に意欲的に取り組む農業者等の経営を支えることが重要との認識の下、認定農業者向けの標記2資金を借り入れる者の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するものです。

#### 2 対象者

平成27年度に次のいずれかの資金を借り入れる認定農業者です。ただし、3に記載の助成内容・要件によります。

##### 農業近代化資金（認定農業者等向け特例）

都道府県と利子補給契約を締結している農協、信用農協連、銀行、信用金庫等から融資されます。

##### 農業経営基盤強化資金（＝スーパーL資金）

（株）日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から融資されます。

#### 3 対象資金・助成内容

##### 農業近代化資金（認定農業者等向け特例）（通常助成）

##### (1) 対象資金

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認を受けた認定農業者等向け農業近代化資金

##### (2) 利子助成率

スーパーL資金の貸付利率と同率になるよう利子助成(都道府県の利子補給承認時又は貸付時の水準による。)

(3) 利子助成期間

貸付時から償還終了時まで(最長15年間)

(4) 利子助成対象貸付限度額

認定農業者等向け農業近代化資金の貸付限度額(個人1,800万円・法人3,600万円)

(5) 対象融資枠

250億円

**スーパーL資金** (5年間無利子)

(1) 対象資金

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に貸付決定が行われたスーパーL資金のうち、「人・農地プラン」(注1)若しくは「経営再開マスタープラン」(注2)に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者(位置付けられることが確実との市町村の証明を受けた者を含む。)又は農地中間管理機構から農用地等(注3)を借り受けた農業者に貸し付けられるもの

(注1) 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)第2に定めるものをいう。

(注2) 地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定めるものをいう。

(注3) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第2項に規定する農用地等をいう。

なお、次の資金は対象外

- ・ 国の補助金(交付金を含む。)の交付決定を受けた事業の残額融資(ただし、経営体育成支援事業(融資主体型補助)と6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業)は対象)
- ・ いわゆる「安定化長期資金」(負債の整理など)

- (2) 利子助成率  
公庫の貸付利率に相当する利子を助成（ただし、2%が上限）
- (3) 利子助成期間  
貸付時から5年間
- (4) 利子助成対象貸付限度額  
スーパーL資金の貸付限度額（個人3億円（特認6億円）・法人10億円  
（特認20億円））
- (5) 対象融資枠  
1,000億円

## Ⅱ 農林漁業セーフティネット資金（平成 26 年産米価変動対策）の制度概要

米価の変動に伴い、資金繰りが悪化している平成 26 年産米の生産者が借り入れる農林漁業セーフティネット資金（公庫資金）を対象に、貸付後 1 年間の金利負担を軽減する農林水産省の利子助成事業を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業—平成 26 年産米価変動対策—）

### 1 事業の趣旨

平成 26 年産米については、概算金及び価格が例年に比べて低下し、一部地域における作柄の不良や品質の低下とも相まって、稲作農家の経営に支障を来すことが懸念されています。このため、平成 26 年産米の生産者が借り入れる農林漁業セーフティネット資金の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するものです。

### 2 対象者

農林漁業セーフティネット資金の貸付対象者（認定農業者、主業農林漁業者（※1）、認定新規就農者（※2）、集落営農組織）のうち平成 26 年産米の生産者です。

（※1）主業農林漁業者とは、農林漁業所得が総所得の過半（法人にあつては総売上高の過半）を占める方、又は粗利益が 200 万円以上（法人は 1,000 万円以上）である方をいいます。

（※2）認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

### 3 対象資金・助成内容

#### (1) 対象資金

前記 2 の対象者に対し、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 8 月 31 日までの間に貸付決定が行われた農林漁業セーフティネット資金が対象です。

#### (2) 利子助成率

(1) の資金について、無利子になるよう利子助成します。（ただし、2% が上限）

#### (3) 利子助成期間

貸付時から 1 年間です。

(4) 利子助成対象貸付限度額

① 簿記記帳を行っている場合

年間経営費の3/12又は粗利益の3/12に相当する額のいずれか低い額です。

② ①以外の場合

600万円です。

(5) 対象融資枠

100億円

### Ⅲ 災害関連資金の制度概要

平成27年6月2日から7月26日までの間の豪雨及び暴風雨並びに平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨及び豪雨により被災した農業者を支援するため、農業近代化資金及び農林漁業セーフティネット資金等の公庫資金を対象に貸付後5年間の金利負担を軽減する農林水産省の利子助成事業を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業―被災農業者追加支援対策―）

#### 1 事業の趣旨

平成27年6月2日から7月26日までの間の豪雨及び暴風雨並びに平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨及び豪雨により被害を受けた農業者の経営の早期立ち直りを支援するため、この被災農業者が復旧等のために借り入れる農業近代化資金等の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するものです。

#### 2 対象者

次に掲げる災害の被災農業者等であることについて、市町村長から証明を受けた方です。その罹災証明書（写）を融資機関経由で当協会に提出してください。

[災害の種類]

- 1 平成27年6月2日から7月26日までの間の豪雨及び暴風雨（突風、竜巻、降雹を含む）
- 2 平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨（突風、竜巻、降雹を含む）及び豪雨

#### 3 対象資金・助成内容

##### (1) 対象資金

平成27年6月2日から平成28年3月31日までの間（注）に融資される次の制度資金が対象です。

（注）農業近代化資金は都道府県の利子補給承認、公庫資金は貸付決定が行われるものについて適用されます。

	制度資金名
民間資金	農業近代化資金（個人施設、共同利用施設）
公庫資金	農林漁業セーフティネット資金
	農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、共同利用施設）
	農業基盤整備資金
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
	経営体育成強化資金

(注) 1. 国の補助事業に係る融資資金については、災害復旧に係る事業を対象として融通される補助残融資資金（国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残部分に充てるために融通される資金）に限り、利子助成の対象になります。

なお、融資残補助である経営体育成支援事業（融資主体型補助）についても、対象になります。

2. 資金使途のうちスーパーL資金にあつては「安定化長期資金」（負債整理など）、経営体育成強化資金にあつては「再建整備資金」、「償還円滑化資金」（ともに負債整理）は、対象になりません。

(2) 利子助成率

(1)の資金について、無利子になるよう利子助成します。(ただし、2%が上限)

(3) 利子助成期間

貸付時から5年間。

なお、認定農業者等向け農業近代化資金であつて、償還期限が5年以上の場合、貸付後5年目応答日以降償還終了時まで、通常の利子助成を行います（貸付けから最長15年）。

(4) 利子助成対象貸付限度額

利子助成対象貸付限度額の下限・上限はなく、もっぱら制度資金の貸付限度額に従います（例えば農業近代化資金で農業を営む者であれば最大2億円まで適用されます。）。

(5) 対象融資枠

30億円

## IV 復旧・復興資金の制度概要

東日本大震災による被害を受けた農業者等に対して、農業近代化資金及び農業経営負担軽減支援資金並びに農林漁業セーフティネット資金等の公庫資金を対象に貸付後最長18年間の金利負担を軽減する農林水産省の利子助成事業を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。（東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業）

この利子助成事業の実施を通じ、農業経営等の速やかな復旧・復興を金融面からサポートします。

### 1 事業の趣旨

東日本大震災により農業者等に重大な被害が発生しており、速やかな復旧・復興が必要です。このため、被災農業者等が復旧・復興の取組みを行うために借り入れる農業近代化資金等の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するものです。

### 2 対象者

特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域をいう。）にはほ場、事業所その他の事業拠点を有する被災農業者等のうち、次のア又はイの要件を満たす方です。融資機関において該当することを確認し、利子助成金交付代理申請の際、別添の「農業経営復旧・復興対策適用要件の確認表」を当協会に提出してください。

#### ア 直接被災者

その主要な事業用資産について、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当の機関（以下、「市町村長等」という。）から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）

なお、直接被災者であることの証明（罹災証明書）の所定様式は別添のとおりですが、同等の内容が確認できる場合には、この様式以外の様式でも差し支えありません。



## イ 間接被災者

次の(ア)又は(イ)に該当する旨の証明を市町村長等から受けた者（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。）

(ア) その生産物（その加工品を含む。）について、東日本大震災の影響により事業活動の継続が困難となった取引先の事業活動に概ね5割以上依存していること

(イ) 同じく概ね2割以上依存し、次のいずれかの要件を満たすこと

- ① 利子助成対象資金の借入申込みまでの2ヶ月間の売上額、受注額若しくは生産量等（出荷量・販売量・取引量）が東日本大震災前の直近年同期に比して3割以上減少している又は経営費が3割以上上昇していること
- ② 東日本大震災後の年間売上額、年間受注額若しくは年間生産量等が東日本大震災前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれる又は年間経営費が1割以上上昇すると見込まれること

## 3 対象資金・助成内容

### (1) 対象資金

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間（注）に「農業経営復旧・復興対策」として融資される次の制度資金が対象です。（償還期限等については別紙の一覧を参照）

（注）農業近代化資金等の民間資金は都道府県の利子補給承認、公庫資金（（株）日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が融資する農業資金）は貸付決定が行われるものについて適用されます。

	制度資金名	注参照	
民間 資金	農業近代化資金（個人施設、共同利用施設）		
	農業経営負担軽減支援資金	注1	
公庫 資金	農林漁業セーフティネット資金		
	農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、共同利用施設）	注1	
	農業基盤整備資金	注1	
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）		注2
	経営体育成強化資金		注2
	塩業資金	注1	

(共通注) 補助残融資資金(国の補助金(交付金を含む。))の交付決定を受けた事業の補助残部分に充てるために融通される資金)は、対象外。ただし、直接被災者に東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱(平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知)に定める事業を対象として融通されるものは、対象。なお、融資残補助である経営体育成支援事業(融資主体型補助)についても、対象。

(注1) 地震の直接被災者のみ対象。

(注2) 資金使途のうちスーパーL資金にあつては「安定化長期資金」(負債整理など)、経営体育成強化資金にあつては「再建整備資金」、「償還円滑化資金」(ともに負債整理)は直接被災者のみ対象。

(2) 利子助成率

(1)の資金について、無利子になるよう利子助成します。(ただし、2%が上限)

(3) 利子助成期間

貸付後最長18年間(ただし、農業の高度化や地域振興を図り、質的な向上を目指すために融通される場合は、貸付当初5年間。なお、認定農業者等向け農業近代化資金であつて、償還期限が貸付後5年を超える場合、貸付後5年目応答日以降償還終了時まで、通常の子助成を行います。)

(注) 東日本大震災による被害の重大性に鑑み、特例措置として、対象資金の償還期限及び据置期間についてそれぞれ3年間の延長と、農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金(主務大臣指定施設・災害復旧)及び経営体育成強化資金(再建整備資金及び償還円滑化資金)について貸付限度額の引上げが行われています。(別紙参照)

(4) 利子助成対象貸付限度額

利子助成対象貸付限度額の下限・上限はなく、もっぱら制度資金の貸付限度額に従います(例えば農業近代化資金で農業を営む者であれば最大2億円まで適用されます。)

(5) 対象融資枠

357億円

(農業近代化資金等の民間資金37億円、公庫資金320億円)

(別紙) 東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の対象資金の主な償還期限、据置期間及び利子助成対象貸付限度額一覧

資金名		償還期限(注1) (以内)	据置期間(注1) (以内)	利子助成対象貸付限度額 (=貸付限度額)
農業近代化資金	個人施設	15年→18年	7年→10年	個人1,800万円(知事特認2億円)、法人2億円
	共同利用施設	15年→18年 (注2:20年→23年)	3年→6年 (注3:7年→10年)	農協等15億円
農業経営負担軽減支援資金		10年(特認15年)→18年	3年→6年	営農負債の残高
農林漁業セーフティネット資金		10年→13年	3年→6年	600万円→1,200万円 又は年間経営費等の3/12→12/12
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	15年→18年	3年→6年	【災害復旧】 負担額の80%→負担額の100% 又は1施設当たり300万円(特認600万円) →1,200万円
	共同利用施設	20年→23年 (注4:30年→33年)	3年→6年 (注5:5年→8年)	負担額の80%
農業基盤整備資金		25年→28年	10年→13年	地元負担額
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)		25年→28年	10年→13年	個人3億円(特認6億円) 法人10億円(特認20億円)
経営体育成強化資金		25年→28年	3年→6年 (注6:10年→13年)	前向き投資資金、再建整備資金及び償還円滑化資金の借入額を合算し、個人等2.5億円、法人8億円
塩業資金		20年→23年	3年→6年	負担額の80%(中小企業以外40%)

注1:償還期限及び据置期間並びに貸付限度額の特例は、平成28年3月31日までの間に貸し付けられるものに適用される。

注2:畜舎・果樹棚等、農村環境整備資金を含む場合

注3:果樹等植栽育成資金を含む場合

注4及び5:病院の施設、診療所の施設、介護老人保健施設及び老人福祉施設(機械、器具類を除く。)の場合

注6:果樹の新植・改植・育成の場合

## V 助成を受けるための手続き（I～IVの資金共通）

### 1 利子助成金の申請の準備と手続き

ISSマニュアルをご覧ください。⇒

[ISS  
マニュアル](#) 入口

### 2 利子助成を受けるために必要な書類及び提出時期

	提出書類	作成者		協会への提出時期 (注3)	
		利子助成金交付希望・対象者	融資機関		
利子助成金交付申請	委任状	○		「利子補給承認通知書」受領後 その都度	
	利子助成金交付代理申請書(ISS:注1)		○		
	添付書類	農業近代化資金利子補給承認通知書(写)			○
		農業経営改善計画認定書(写)	○		
		経営改善資金計画書(写) (注2)	○		
		同認定があったことを証する書面(写)			
		復旧・復興の場合 適用要件の確認表			○
		災害関連資金の場合 罹災証明書(写)	○		
		スーパーL資金(一般資金=5年間無利子)の場合のみ 「人・農地プラン」(写)若しくはこれに代わる証明書、又は、農用地利用配分計画(写)	○		
		貸付実行	貸付実行報告書(ISS)		
	(コード999の特殊償還のみ)融資機関の償還表(写)		○		
支払請求	利子助成金支払請求書(ISS)		○	請求月の月末	
	利子助成金支払請求明細書(ISS)		○		
届出	融資機関届兼Webシステム利用届		○		

- (注) 1 「ISS」とあるのは、利子助成システムで作成する書類です。  
 2 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた特定農業法人にあっては、当該認定計画を、また、それ以外の特定農業法人にあっては、改善計画に相当する計画を添付してください。  
 3 日本公庫(農林水産事業)及び沖縄公庫については、それぞれ別に定めるところによります。

[留意していただきたい事項]

1 復旧・復興資金

- (1) 農業近代化資金又は農業経営負担軽減支援資金の場合には、一般資金と同様、利子助成金交付代理申請の際に、都道府県の利子補給承認通知書(写)を提出してください。

また、認定農業者等向け農業近代化資金であって、償還期限が貸付後5年を超える場合(ただし、間接被災者の復興資金に限る。)には、農業経営改善計画認定書(写)を提出してください。

- (2) 「農業経営復旧・復興対策適用要件の確認表」の「3. 案件情報」の「資金使途と利用状況」欄にチェックをお願いします。例えば、既に本無利子化措置の対象者となっている間接被災者に対し、農業経営の復興を目的に、設備資金を貸し付ける場合は、「設備」と「2回目以降」の両方にチェックを入れてください。

- (3) 農業近代化資金(注)で、補助残融資資金の場合は、「農業経営復旧・復興対策適用要件の確認表」の「3. 案件情報」の「補助金名」への記入をお願いします。

(注) 公庫資金の場合は、スーパーL資金、経営体育成強化資金、農林漁業施設資金又は塩業資金。

2 災害関連資金

上記1の(1)と同様の書類を提出してください。

〈参考資料〉

・人・農地プラン(参考様式)

・経営再開プラン(参考様式)

・スーパーL資金に係る金利負担軽減措置適用に関する証明書(参考様式)